

電子申告のメリットは？

電子申告とは、所得税、法人税などの申告や納税をインターネットで行うシステムのことです。

2004年2月2日国税庁が運営する電子申告・納税システム「e-Tax」が稼働を開始し、同年6月1日からは全国の納税者を対象に、e-Tax から所得税・個人事業者の消費税・国税の全税目の納税、法人税・法人の消費税の申告などの手続きが可能となりました。

～『国家の徴税コスト削減のため』（国税局）～

納税者であるお客様、会計事務所側のメリットを考えていた結論は、どう見ても決定打が現在あるとはいえません。逆に手間と初期コストがかかるのですが、その削減されたコストは再び納税者に還元される(はず)です。現在のお客様への金銭的なメリットの状況は幾分かのインセンティブ（見返り）がある程度です。が、今後の電子申告導入の拡大の糧として電子申告へのインセンティブが大きくなる可能性はあると思います。

政府の e-Japan 構想(e 計画：電子政府)を受け、国税局では 2011 年までに税務手続きの 50%を電子申告化する方針を固めています。電子申告のメリットとして現在まずいえることは、税務署からの評価（信頼感）です。各税務署ではノルマが課せられており、電子申告を実践することで「お礼の電話」が入るほどです。もちろん、申告に誤りがあっても電子申告を盾に逃れるということとはできませんが、電子申告をしていないということだけで税務署から目を付けられる日も近いような気がします。更にマクロな視点から見ますと、行政の I T 化は歳出削減政策の要であります。行政サービスを低下させずに行政コストを抑えることは国民の要望なのではないのでしょうか？

税務署が電子申告を強く推進する背景には前途の電子政府の確立があります。

(IT の積極的な活用により「世界最先端の電子政府」を構築し、国際競争力を強化するという政府の国家戦略「e-Japan 戦略」に基づいて、国税当局が税務行政の近代化を促進するための政策です)

電子（コンピュータ）のできることはすべてやる、ことで紙資源の浪費を防ぐことや人件費等の削減により国費の縮小を目論んでいます。公務員削減の一環でしょうか？。

税務署においても紙申告の場合、提出されたデータをコンピュータに打ち込み電子データ化していますが、電子申告をするとその作業はもう終わっていることになりすし、提出された申告書の山を保管する必要性もなくなってきます。特にデータの電子化には多くの人件費がかかっており、労力も馬鹿になりません。電子申告で楽になった分税務調査に労力を回す事ができるので、悪徳納税者の摘発もしやすくなります。

これは余談ですが、法人の場合、決算報告書を電子申告でデータで送ると税務署側ではすぐ見づらいものになるようです。

データを見るのは人間ですからよほどのことがない限り詳しく調べて税務調査をしようなんてことはないのではないのでしょうか。やはり納税者側にとっても税務調査が減ればメリットはあるように思います。調査の入られれば3日から1週間ぐらいは仕事にならなくなると思いますので。

また、法人の申告書の中身はあまり個人情報の量がなく、法人の場合は個人情報保護の規定から外れてしまうので考えても意味のないことかと思えますし、紙申告においても情報漏えいのリスクは変わらないと思います。

その一方で電子申告は、そのような背景から一部には「納税者や税理士から見れば、電子申告のメリットは何もない」。さらには「国や国税当局の合理化の手助けをするのは税理士が当局に隷属しているようではないか」との意見もあるようです。

しかし、これは明らかに誤りです。行政改革による歳出の削減は、国民にとって大きなマイナスをもたらすことでしょう。また、税務行政の近代化が進展しなければ、申告件数が急増する中で、国税当局は内部事務に追われ、調査機能が十分に働かず、租税回避を画策する悪質な納税者がさらに増えることになるでしょう。ひいては、適正な申告を實踐する関与先納税者と租税回避を図る納税者との「租税負担の公平」は担保されないこととなります。と一応、補足致します。

■お客様にとって電子申告のメリットは？

1 弊事務所でを行う場合に、まずお客様に費用も手間も大きい負担はありません。

2 税理士の電子署名のみで申告が可能ですので自署や印鑑が必要ありません。

平日の昼間多忙な経営者にとっては、「ハンコを押すためにスケジュールを空けずに済む」というメリットになると思います。

3 還付手続きが紙の場合の申告より優先的になります。

4 電子申告を行う場合は控除があります。

(4は、納税者本人の電子署名や、カードリーダーの購入が必要です)

5 電子納税が可能 (別途金融機関と契約やご準備が必要です)

最初の開始届出書の提出のみになります。こちらも弊事務所で提出が可能です。

また、登録の際の初期手続き類も弊事務所で行いますので今までの書面申告と変わりません。

■電子申告による税理士（事務所）側のメリットとしては、

1 申告書の提出が事務所にいながらにしてできる、

2 お客様の印鑑を必要としないため、お客様への訪問の回数を減らすことができる、

3 申告書作成のための紙の使用を減らすことができる、

4 税務署が強く推進しているため、それに協力していることから税務調査に入る可能性がわずかに減る、くらいでしょうか。

申告納税者側のデメリット？としては電子申告することにより申告書控えに受領印のあるものがなくなってしまうことです。その為に、電子申告を送信するとすぐに即時通知、その後まもなく受信通知が届きます。

受付番号、受信日時、課税標準額や納付金額などが記載されており、それが受領印の替わりになり、金融機関などに提出する際はそちらを添付します。

(金融機関等は税務署からの指導もあり必ずしも受領印のある申告書控えのコピーを要求する事はありません) その他の民間企業 (例えば保険会社等で事故などの損害賠償金を算定するために申告書控えのコピーを要求することがある) などは因縁をつけるために絶対必要だと言ってくるケースがある程度でしょうか。レアケースですので、ほとんどデメリットはないともいいと思います。もっともその税理士が信用ならなくて控えと違うデータを送信しないとも限りませんが、それこそ信用問題ですし、自分のパソコンに e-Tax ソフトをインストールして使用すれば関与税理士が申告した所得額と納税額を示した通知が自分のパソコンでも見る事ができます。